

## 東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金交付要綱

(制定) 平成31年2月8日付30都環公総暑第19号理事長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業実施要綱（平成31年1月17日付30教地義第1184号東京都教育委員会教育長決定。以下「実施要綱」という。）別表に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する東京都区市町村との連携による東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する必要な手続等を定めることにより、事業の適正かつ確実な執行を図り、もって都における地球温暖化やヒートアイランドなど災害レベルの猛暑により、児童生徒や都民の生命や健康を害さないよう、災害時の避難所における良好な環境及び都内公立学校の良好な教育環境の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるところによる。

### (補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、実施要綱第4条により東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）が支援事業として決定したもの（以下「補助事業」という。）とし、その算出方法、補助率等については別表のとおりとする。

2 補助金は、区市町村ごとに交付する。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実施要綱第5条に定める経費として、公益財団法人東京都環境公社理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めたものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金は、基金の範囲内において交付するものとし、第3条第1項の算定方法により算出した額の合計額とする。

2 前項において算出した額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

### (補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする区市町村は、理事長が定める期日までに、東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、必要な書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 理事長は、前条に規定する申請を受けた場合において、当該申請の内容を審査し、必要に応じて区市町村の立会いの下、実地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、区市町村に通知する。

- 2 理事長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 理事長は、第1項の補助金の交付決定を行ったときは、都に報告するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 区市町村は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

- 2 理事長は、前項の補助金交付申請の取下げがあったときは、都に報告するものとする。

(事情変更による決定の取消し)

第9条 理事長は、補助金の交付を決定した後、天災地変その他事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 理事長は、前項の事情変更による決定の取消し等があったときは、都に報告するものとする。

(事業の遅延の届出)

第10条 区市町村は、事業が予定の期間内に完了しない場合には、理事長に東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金事業遅延等報告書（別記第3号様式）を提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 理事長は前項により区市町村から事業遅延の届出があったときは、都に報告するものとする。

(状況報告)

第11条 区市町村は、補助事業に重大な影響を与える事情が生じたときは、その状況を理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 理事長は、補助事業の遂行状況について必要があると認めるときは、区市町村に対し、その状況の報告を求めることができる。
- 3 理事長は、前2項により区市町村から状況報告があったときは、都に報告するものとする。

(補助事業変更の承認等)

第12条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた区市町村は、補助事業の内容等を変更しようとするとき（中止又は廃止しようとするときを含む。）は、東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金変更承認申請書（別記第4号様式）に

必要書類を添付して、あらかじめ理事長に申請しなければならない。ただし、補助事業に実質的に影響のない変更についてはこの限りではない。

- 2 理事長は、前項の東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金変更承認申請書（別記第4号様式）の提出を受けたときは、その内容を審査し、承認する又は承認しないことを、区市町村に通知する。
- 3 第7条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 4 理事長は、第2項の補助事業内容等変更の承認を行ったときは、都に報告するものとする。

#### （補助事業の完了時期）

第13条 区市町村は、交付決定を受けた補助事業を申請年度の末日までに完了しなければならない。ただし、交付決定時に完了時期の指定がある場合は、その指定される期限までに完了しなければならない。

#### （事故報告）

- 第14条 区市町村は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等について、東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金事業遅延等報告書（別記第3号様式）により理事長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項により区市町村から状況報告があったときは、都に報告するものとする。

#### （補助事業の遂行命令）

- 第15条 理事長は、区市町村が提出する報告等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれらに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることができる。
- 2 区市町村がこの命令に違反したときは、理事長は、補助事業の一時停止を命じることができる。

#### （実績報告）

- 第16条 区市町村は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から30日以内又は年度の末日までのいずれか早い日までに、東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金事業完了実績報告書（別記第5号様式）に必要な書類を添付して、理事長に提出しなければならない。
- 2 区市町村は、補助事業は未完了であるが、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金年度終了実績報告書（別記第6号様式）に必要な書類を添付して、理事長に提出しなければならない。
  - 3 区市町村は、第12条第1項の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、承認を受けたときから30日以内又は各年度の末日のいずれか早い日までに、東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金事業完了実績報告書（別記第5号様式）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第17条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金額の確定通知書（別記第7号様式）により、区市町村に通知する。
- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に基づき別表に定める算定方法により再算定した額と、第7条第1項の規定により交付を決定した補助金の額（第12条第2項の規定より変更した場合は、変更した額とする。）とのいずれか低い方の額とする。

(是正のための措置)

- 第18条 理事長は実績報告の審査の結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。
- 2 実績報告は、この命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第19条 理事長は、区市町村が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 理事長は前項の規定による取消しをするに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 第1項の規定は、第17条第1項の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 4 理事長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかに区市町村に通知する。
- 5 本事業に係る都から公社への事務の委託が終了しているときは、第1項、第2項及び前項中「理事長」とあるのは「東京都知事（以下「知事」という。）」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(補助金の請求)

- 第20条 区市町村は、第17条第1項の規定により補助金の額の確定の通知を受けた場合においては、東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金請求書（別記第8号様式）により、理事長に対し、速やかに補助金の交付を請求するものとする。

(立入検査等)

- 第21条 理事長は、関係職員をして区市町村に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係

者に質問させることができる。

- 2 区市町村は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の検査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の返還)

第22条 理事長は、第9条又は第19条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

- 2 本事業に係る都から公社への事務の委託が終了しているときは、前項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて同項の規定を適用する。

(違約加算金及び延滞金)

第23条 理事長が第19条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、区市町村は、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 理事長が補助金の返還を命じた場合において、区市町村は、定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への事務の委託が終了しているときは、前2項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第24条 理事長が、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

- 2 本事業に係る都から公社への事務の委託が終了しているときは、前項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第25条 理事長が、第23条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、区市町村が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額による。

- 2 本事業に係る都から公社への事務の委託が終了しているときは、前項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(財産管理等)

第26条 区市町村は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注

意をもって管理し、当該補助事業の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 理事長は、区市町村が取得財産等の処分をすることにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を理事長に納付させることができる。

#### (財産処分の制限)

第27条 区市町村は、取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金に係る財産処分承認申請書（別記第9号様式）により、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 3 本事業に係る都から公社への事務の委託が終了しているときは、第1項及び第2項中「理事長」とあるのは「知事」と、「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。
- 4 その他財産処分の制限については、実施要綱第9条の定めるところによる。

#### (補助事業の経理等)

第28条 区市町村は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と区別し、その収支の状況を明らかにした帳簿を整備しておくとともに、その帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

#### (その他必要な事項)

第29条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成31年2月8日から適用する。

別表（第3条関係）

対象工事		補助対象経費	算定方法及び補助率
設置者が行う施設整備	国の空調設置補助事業（※1※2）の対象となる工事	各事業における申請年度の国庫補助事業の配分基礎額（※3）と、事業に要した工事費（本工事費、付帯工事費、実施設計費、工事監理委託費）とを比較して、少ない方の額	対象経費の6分の1以内 ただし、特定の要件を満たすもの（※5）で、国の補助金（※2）採択が受けられなかった場合（※6）は国の補助相当額分を加算（※7）
		各事業における申請年度の国庫補助事業の配分基礎額と、事業に要した工事費とを比較して、工事費額が配分基礎額を上回った場合の工事費の超過額 ただし、工事費が都の上限額（※4）を超える場合にあっては、都の上限額と配分基礎額との差額とする。	対象経費の2分の1以内 ただし、特定の要件を満たすもの（※5）で、国の補助金（※2）へ申請を行った場合（※6）は3分の2以内

- ※1 文部科学大臣が定める「学校施設環境改善交付金交付要綱（平成23年4月1日付23文科施第3号）」における大規模改造（質的整備）事業の空調設置工事事業
- ※2 「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を含む。
- ※3 各事業における補助対象面積に、国が定める1平方メートル当たりの補助単価を乗じて算出した額
- ※4 各事業における補助対象面積に、別に定める都の補助上限単価を乗じたもの
- ※5 平成30年度に開始する事業及び平成31年6月末日までに、整備計画を策定し、都教育委員会へ提出したもの
- ※6 平成30年12月東京都補正予算の成立以降に、平成30年度及び平成31年度の国の補助金（※2）への申請機会がなかったものを含む。
- ※7 国の補助金申請を行う時期による対象事業に対応した補助率で算定